

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成25年2月7日（木曜日）午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 平成25年度農業会議への施策要望について
- (8) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（36名）

1番 内藤 雅夫 君	2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君
4番 栗倉 秀夫 君	5番 小川 亮二 君	6番 深川 俊朗 君
7番 加藤 徹 君	8番 大澤 慶一 君	9番 沼田 久男 君
10番 天野 邦男 君	11番 兼村 正美 君	12番 石木 治男 君
13番 篠田 権三 君	14番 村井 雅之 君	15番 山田 公平 君
16番 山本 武 君	17番 足立 孝弘 君	18番 中村 睦明 君
19番 美濃羽 久 君	20番 鈴木 和道 君	21番 土屋 尊史 君
22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君	24番 相宮 千秋 君
25番 永井 博光 君	26番 野村 茂 君	27番 林 修美 君
28番 長屋 芳成 君	29番 日置 香 君	30番 藤川 勝 君
31番 村上 忠一 君	32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君
34番 長尾 初恵 君	35番 岩田 幸子 君	36番 三輪 正善 君

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	渡辺 悟 君	農業委員会事務局主査	古田 考幸 君
農業委員会事務局書記	河村 茂範 君	板取事務所 主任主査	長屋 一也 君
武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君	武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君
上之保事務所 主事	加藤 恵子 君	洞戸事務所 主任主査	河村 茂 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 企業の農業参入についてのセミナーがありました。関市内の土木建設業社からの出席もありました。また、6次化産業についても説明があり、農産物を収穫から加工し販売することに今後は取り組むことが必要となってきました。

それでは、経済部長にあいさつをお願いします。

○経済部長（坂井一弘君） いつも関市の農政にご支援、ご協力ありがとうございます。会長から、6次化産業についてお話がありましたが、国の経済対策アベノミクスによる政策により、関市においても経済対策について有利な取り組みや、新しい予算編成をしていきたいと思っております。

また、農業の分野では、6次化産業についての事業、担い手育成、そして会長から提案のありました農業後継者の婚活に力を入れていきたいと思っております。今後とも、どうかよろしく申し上げます。

○議長（深川俊朗君） ただ今から、関市農業委員会総会を開きます。会議規則第8条により委員全員の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

5番 小川亮二委員、7番 加藤 徹委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります前に事務局より報告いたします。

○事務局主査（古田考幸君） 失礼します。前回の総会の農地法第3条10番の案件について報告させていただきます。

申請地について転用が行われるのではないかとの話でしたが、現地を確認いたしました。隣接する土地の抜根のために重機が乗り入れただけでしたので3条の申請でそのまま対応いたしましたので報告させていただきます。

○議長（深川俊朗君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は1ページになります。

所有権移転で、申請地は神野地内、坊地農業構造改善センター南西60mほどに位置する農振農用地の田、88㎡です。

譲渡人は、農業経営の規模を拡大したいという譲受人の要望を受け、本申請地を譲り渡すというものです。

1月18日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

続いて、2番の案件は、位置図は2ページになります。

所有権移転で、申請地は東田原地内、東田原公民館の北200mほどに位置する農振農用地の畑336㎡です。

譲受人は、譲渡人より申請地を譲り受け、耕作地の規模拡充を図りたいというもの。譲渡人は、農地の維持管理が困難であったため、申し出に応じ譲渡するものです。

1月18日に現地確認し、畑で農地性有りを確認しました。

続いて、3番の案件は、位置図は3ページになります。

所有権移転で、申請地は稲口地内、今峰クリニックの西200mほどに位置する農振農用地の田、1,410㎡です。

譲受人は、譲渡人である母より本申請地を譲り受け農業経営を引き継ぐというもの。譲渡人は、譲受人である子に農業経営を任せるために譲り渡すものです。

1月18日に現地確認し、田で農地性有りを確認しました。

以上、所有権移転に関するもの3件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○3番（東山武司君） 1番について異議ありません。

○4番（栗倉秀夫君） 2番について異議ありません。

○34番（長尾初恵君） 2番について異議ありません。

○7番（加藤 徹君） 3番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の3件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は4ページになります。

申請地は肥田瀬地内、ギフト館林檎関店の北東300mほどに位置する田、271㎡です。

申請人の長男は現在アパート住まいであり、家族も増え住居が手狭になったため、息子の住宅を建築したい。

1月18日に現地確認し、田で農地性有りを確認しました。

なお、農地の区分は用途区域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は5ページになります。

申請地は洞戸市場地内、道の駅ラステンほらどの西800mほどに位置する田2筆、計853㎡です。

申請人は、申請地が山際で周囲も道路、水路及び山林に囲まれており農耕に適さないため、植林をしたいというものです。

1月18日に現地確認し、山林の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は中山間地域等の未整備の小規模農地のため、第2種農地と判断されます。

以上2件について、御審議をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○2番（大竹 誠君） 1番について異議ありません。

○27番（林 修美君） 2番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は6ページになります。

所有権移転で、申請地は東新町5丁目地内、協同組合関給食センターセキクックの南120mほどに位置する田、847㎡です。

譲受人は、申請地が土地の形状、近隣の状況等から、宅地として分譲するのに最適だと考えたため、申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、適切に管理することが困難であったため、譲受人の申し出に応じるものです。

1月18日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は7ページになります。

所有権移転で、申請地は東新町7丁目地内、三洋堂書店せき東店の南東100mほどに位置する田、1,216㎡のうち165.45㎡。地積測量図の添付があります。

譲受人は、申請地と申請地北側の宅地を一体に利用し、娘夫婦と共同して住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、適切に管理することが困難であったため、譲受人の申し出に応じるものです。

1月18日に現地確認し、原野の状況であったため、始末書の添付があります。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は用途地域内であるため、第3種農地と判断されます。

続いて、3番の案件は、位置図は8ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は西神野地内、西神野郵便局の西30mほどに位置する農振農用地の田3筆、計1,389㎡のうち695.81㎡。地積測量図の添付があります。

賃借人は、岐阜県より公共工事を受注したため、申請地を借り受け仮設道路、現場事務所及び資材置場として使用したいというもの。賃貸人は、申し出に応じ貸し付けるものです。

1月18日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

一時転用の期間は、平成25年3月31日までとしています。

続いて、4番の案件は、位置図は9ページになります。

所有権移転で、申請地は神明町4丁目地内、しんめい公園の西60mほどに位置する畑、220㎡です。

譲受人は、現在の住まいが手狭であったため、申請地に住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、高齢により適切に管理することが困難であったため、譲受人の申し出に応じるものです。

1月18日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は用途地域内であるため、第3種農地と判断されます。

続いて、5番の案件は、位置図は10ページになります。

所有権移転で、申請地は明生町5丁目地内、イワキ工業(株)関工場に隣接する田、626㎡です。

譲受人は、申請地の東側で自動車部品、航空機部品の製造を行っているが、仕事が増え従業員の駐車場が不足してきたため、申請地を譲り受け従業員の駐車場としたいというもの。譲渡人は、仕事が忙しく農作業ができないため、申し出に応じ譲り渡すものです。

1月18日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は宅地化の状況から、住宅、事業施設、公共・公益施設等が連担しているため、第3種農地と判断されます。

続いて、6番の案件は、位置図は11ページになります。

所有権移転で、申請地は西仙房地内、バロー関緑ヶ丘店の北東100mほどに位置する畑、330㎡です。

譲受人は、申請地北側隣地の住宅に居住しているが、庭敷地は狭く、駐車も困難なため、申請地を譲り受け住宅の庭及び駐車場としたいというもの。譲渡人は、申請地を適切に管理することが困難であったため、譲受人の申し出に応じるものです。

1月18日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は用途地域内であるため、第3種農地と判断されます。

続いて、7番の案件は、位置図は12ページになります。

所有権移転で、申請地は小瀬長池町地内、ハラ接骨院の南西30mほどに位置する畑、202㎡です。

譲受人は、現在の住まいが手狭であるため、申請地を譲り受け住宅を建築したいというもの。譲渡人は、土地区画整理法による換地処分を受け申請地を取得したが、譲受人からの申し出に応じ譲り渡すものです。

1月18日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は用途地域内であるため、第3種農地と判断されます。

続いて、8番の案件は、位置図は13ページになります。

所有権移転で、申請地は小瀬長池町地内、ハラ接骨院の南西30mほどに位置する畑2筆、計404㎡です。

譲受人は、申請地が土地の形状、近隣の状況等から、宅地として分譲するのに最適だと考えたため、申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、土地区画整理法による換地処分を受け申請地を取得したが、譲受人からの申し出に応じ譲り渡すものです。

1月18日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は用途地域内であるため、第3種農地と判断されます。

続いて、9番の案件は、位置図は14ページになります。

所有権移転で、申請地は小瀬長池町地内、ハラ接骨院の南西30mほどに位置する畑、202㎡です。

譲受人は、現在の住まいが手狭であるため、申請地を譲り受け住宅を建築したいというもの。譲渡人は、土地区画整理法による換地処分を受け申請地を取得したが、譲受人からの申し出に応じ譲り渡すものです。

1月18日に現地確認し、畑で農地性有り確認しました。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は用途地域内であるため、第3種農地と判断されます。

続いて、10番の案件は、位置図は15ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は小屋名地内、カイインダストリーズ(株)小屋名工場の南西100mほどに位置する農振農用地の田10筆、計9,224㎡です。

賃借人は、砂利採取販売業を営んでおり、砂利資源の枯渇化に伴い農地に埋蔵する砂利を採取し、骨材需要に供するため、申請地を借り受け、砂利採取をしたいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じ貸し付けるものです。

1月18日に現地確認し、田で農地性有り確認しました。

一時転用の期間は、許可日から1年間としています。

続いて、11番の案件は、位置図は16ページになります。

所有権移転で、申請地は洞戸市場地内、道の駅ラステンほらどの西500mほどに位置する田、386㎡です。

譲受人は、木材の伐採並びに販売業を営んでおり、今般山林の買入れに伴い、それに隣接する申請地を譲り受け、植林したいというものです。

譲渡人は、申請地が山際で周囲も道路、水路及び山林に囲まれており農耕に適さないため、譲受人の申し出を受け譲り渡すものです。

1月18日に現地確認し、山林の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は中山間地域等の未整備の小規模農地のため、第2種農地と判断されます。

続いて、12番の案件は、位置図は17ページになります。

所有権移転で、申請地は板取地内、県道白鳥板取線の円谷橋の北50mほどに位置する田、畑12筆、計5,482㎡です。

譲受人は、温泉採掘、公衆浴場の経営をしており、申請地を譲り受け温泉を採掘し、湯治宿及び駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出を受け譲り渡すものです。

1月18日に現地確認し、畑で農地性有り確認しました。

なお、農地の区分は中山間地域等の未整備の小規模農地のため、第2種農地と判断されます。

事業計画変更申請の4番の案件と同時許可案件です。

以上、所有権移転に関するもの10件、賃貸借権の設定に関するもの2件の、計12件につきまして、御審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（内藤雅夫君） 1番、2番について異議ありません。

○3番（東山武司君） 3番について異議ありません。

- 7番（加藤 徹君） 4番、5番について異議ありません。
- 11番（兼村正美君） 6番について異議ありません。
- 16番（山本 武君） 7番、8番、9番について異議ありません。
- 17番（足立孝弘君） 10番について異議ありません。
- 27番（林 修美君） 11番について異議ありません。
- 29番（日置 香君） 12番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の25件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの10件、賃貸借権の設定に関するもの2件の、計12件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は18ページになります。

申請地は鋳物師屋地内、ギフト館林檎関店の北東80mほどに位置する、一体利用地を介して国道に接する田6筆、計6,328㎡です。

当初事業計画者は、平成23年8月29日に一時転用許可により、申請地を土地区画整理事業に使う造成用土の一時保管場所として平成24年9月末日まで使用する計画で許可を得ていた。

申請者は、工期の遅れなどの理由により、平成25年9月30日まで期間延長の申請を行うものです。

1月18日に現地確認をし、事業の途中であり雑種地の状況でありました。

続いて、2番の案件は、位置図は19ページになります。

申請地は円保通1丁目地内、喫茶ユートピアの西60mほどに位置する田、209㎡です。

当初事業計画者は、平成2年2月27日に転用許可により、会社の倉庫を建てる計画で土地を購入したが、経営状況が思わしくなく事業を廃止したため、倉庫が不要となった。

計画変更申請者は、現在アパートに居住しているが、子供も大きくなり住宅が手狭になったため、申請地を譲り受け住宅を建築したいというものです。

1月18日に現地確認をし、雑種地の状況でありました。

続いて、3番の案件は、位置図は20ページになります。

申請地は武芸川町高野地内、博愛小学校の北150mほどに位置する畑6筆、計2,100㎡です。

当初事業計画者は、当初農地法第4条の申請人が死亡したため、平成24年12月14日事業計画変更の承認により、当初事業の杉植林を遂行する予定であったが、計画変更申請者に売渡すことになったため植林が遂行できなくなった。

計画変更申請者は、事業を継承することと共に、申請地の一部を駐車場として整備したいものです。

1月18日に現地確認をし、山林及び雑種地の状況でありました。

続いて、4番の案件は、位置図は21ページになります。

申請地は板取地内、県道白鳥板取線の円谷橋の北50mほどに位置する田12筆、計5,482㎡。関市開発指導要綱により協議中です。

当初事業計画者は、平成24年2月28日に一時転用許可により、温泉掘削をする計画でしたが、体調の不良により計画を遂行することができなかった。

計画変更申請者である同社は、来春の雪解けを待って温泉掘削をし、湯治宿及び駐車場を整備したいというものです。

1月18日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

5条の12番の案件と同時許可案件です。

以上、4件につきまして、御審議をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（内藤雅夫君） 1番について異議ありません。

○11番（兼村正美君） 2番について異議ありません。

○25番（永井博光君） 3番について異議ありません。

○29番（日置 香君） 4番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の4件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について、説明させていただきます。

関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

賃貸借権の設定に関するもの4筆、使用貸借権の設定に関するもの12筆、計16筆の、計9件について、承認を求められています。更新が2筆で、新規が14筆で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が16筆で、計21,077㎡です。

地区は、市平賀、新田、肥田瀬、平和通8丁目、柳町、下有知の6地区。

設定を受ける者は、酒向拓弥ほか3者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号を原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第6号 平成25年度農業会議への施策要望についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第6号 平成25年度農業会議への施策要望について、説明させていただきます。

平成25年度の岐阜県農業会議の農政施策提案にあたり、関市農業委員会の意見・施策を反映させるため、下記の8項目の施策の要望を行いたいというものです。

- 1 耕作放棄地解消対策の強化について
- 2 鳥獣被害防止対策について
 - (1) 鳥獣被害防止総合対策交付金の確保について
 - (2) 有害鳥獣に対する有効な研究部門の設置について
 - (3) 鳥獣捕獲のためのわな狩免許の緩和について
- 3 食農教育の推進について
- 4 農業者戸別所得補償制度の継続・確保について
- 5 農地・水保全管理支払の共同活動・向上活動の交付金の確保について
- 6 「農の雇用事業」の継続実施について
- 7 青年就農給付金、農地集積協力金の事業費確保について
- 8 6次産業化の事業費確保について

以上の8項目の施策要望についてご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第6号を原案のとおり承認し施策要望いたします。

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明させていただきます。

1番の案件は、農振農用地外の田 4筆、5, 362㎡です。

合意解約日は、平成25年1月14日で、土地引渡日は、平成25年1月14日です。

以上、合意解約につきまして、報告いたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、報告第1号については報告案件ですのでよろしくようお願いいたします。

以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 次回の総会は3月7日午前10時からの予定です。

また、2月の主な行事予定は、2月14日が転用申請等受付締切日で、2月15日、18日が転用申請等現地確認日で2月28日が農業会議答申日です。

なお、2月15日には、岐阜県農業担い手研究大会がありますのでよろしくお願いします。

○議長（深川俊朗君） これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午前11時10分 閉会